

# 答 申 書

青少年の規範意識を高めるために

平成28年3月

宇部市青少年問題協議会

# もくじ

はじめに	1
1 宇部市の青少年の状況	2
(1) 宇部市における少年非行からみた規範意識	
(2) 平成27年度全国学力・学習状況調査結果からみた規範意識	
2 青少年の規範意識を向上させるための意見	8
(1) 青少年に係る各団体・機関から出された意見	
(2) ふれあい運動推進大会で出された意見	
3 青少年の規範意識を向上させるための提案	12
(1) 長期的取組と短期的取組	
(2) 「一団体・一取組」運動	
4 各団体・機関の取組一覧	16
5 取組内容の構造	17
6 今後の青少年問題協議会の取組について	17
おわりに	18
資料編	
1 宇部市青少年問題協議会委員名簿	19
2 審議経過	20
3 青少年に関する相談窓口	20

はじめに

宇部市青少年問題協議会は、青少年の指導、育成、保護等、青少年問題に関する総合的な調査審議等を行っています。

今期、宇部市青少年問題協議会は、青少年の規範意識を向上するための方策について、諮問を受けました。

この諮問の背景には、近年、情報化社会の進展によるインターネットを介したトラブルが多くなったり、物の相対的価値の低下などが原因となって万引きや自転車盗が多発したりして、その抑止を青少年一人ひとりの規範意識に頼らざるを得ない状況になっていることがあります。

当然のことながら、規範意識を育成し根付かせるには、日常生活の中で青少年に根気強く働きかける必要があります、一朝一夕にできることはありません。

しかし、その一方で、インターネットトラブルや万引き、自転車盗などは、今現在も生じているものであり、青少年を加害や被害から守るためには、緊急の対応を求められていることも意識しなければなりません。

そこで、宇部市青少年問題協議会では、今現在生じているトラブルや加害・被害から青少年を守るための即時効果のある取組を行いつつ、これらと並行して、青少年の規範意識を育成して根付かせる地道な取組を行う必要があるものと考えました。

ところで、協議会を開催してみると、宇部市青少年問題協議会を構成する各団体・機関をはじめ、宇部市内に存在する各団体・機関のそれぞれが、トラブルや加害・被害から青少年を守る活動や、規範意識を育成するための活動を実践していることが分かりました。こうした自主的な地域の取組を大切にして青少年を育てていく視点は、地域全体が青少年を見守り育てるといふ地域文化を生むことにつながるものと考えます。

したがって、本答申では、地域の各団体・機関が自主的に取り組んでいる活動や考えを大切に扱い、各団体・機関が青少年の規範意識の育成に着目して一つの活動を行う「一団体・一取組」を基軸に連携を図り、この連携の中で現れてくる課題を共に考えていくことをもって、青少年をトラブルや加害・被害から守り、併せて、青少年の規範意識を育成できる地域文化を生み出すことを提案しています。

この地域の自主的な力をもって、青少年をトラブルや犯罪から守り、また、青少年の規範意識が育成されることを願いつつ、本答申を作成しています。

宇部市青少年問題協議会

## 1 宇部市の青少年の状況

### (1) 宇部市における少年非行からみた規範意識

これまでの少年非行は、二つの質的変容が指摘されています。

最初の変容は、1983年前後を転換期としたもので、その内容は、校内暴力など強者に向けられるものから、いじめなど弱者に向けられるものへの変容です。

次なる変容は、2000年前後を転換期としたもので、表面的には従順で真面目に見えますが、心の中に攻撃性を秘めたものです。こうした攻撃性は、匿名性をもった時に現れ、物の相対的価値観の低下と相まって、人目につきにくいところでの万引きや自転車盗として現れたり、匿名性が高いインターネットを利用した攻撃やいじめとして現れたりするようになっていきます。

こうした匿名性の高いところで現れる行動は、他に抑制するものがなく、本人が有する規範意識に負うところが大きいといえます。

すなわち、青少年の規範意識の状況は、万引きや自転車盗などの刑法犯の検挙・補導人員数などによって把握できると思われるので、宇部警察署管内での推移を概観します。

(注) 少年法では、20歳未満の男女を「少年」と定義しています。

この報告書に記載している犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の男女をいい、触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の男女をいいます。

### (過去5年の推移と平成27年の状況)

少年非行の現状 (資料提供：宇部警察署)						
① 宇部警察署管内の少年の刑法犯の検挙・補導人員の推移及び初発型非行人員						単位：人
区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
犯罪少年	164	140	112	71	68	59
触法少年	37	30	18	9	15	25
合計	201	170	130	80	83	84
うち万引き	95	95	57	32	22	30
うち自転車盗	14	13	14	3	16	8
うちオートバイ盗	1	2	5	4	3	1
うち占有離脱物横領	35	22	19	9	11	10
初発型非行合計	145	132	95	48	52	49

② 宇部警察署管内の少年の刑法犯の検挙・補導人員の推移（学職別）

区 分	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	人数	率(%)										
小学生	10	5.0%	10	5.9%	1	0.8%	3	3.8%	6	7.2%	10	11.9%
中学生	91	45.3%	75	44.1%	40	30.8%	24	30.0%	28	33.7%	33	39.3%
高校生	53	26.4%	51	30.0%	52	40.0%	22	27.5%	24	28.9%	26	31.0%
その他学生	7	3.5%	5	2.9%	0	0.0%	4	5.0%	3	3.6%	4	4.8%
有職少年	23	11.4%	12	7.1%	18	13.8%	18	22.5%	14	16.9%	8	9.5%
無職少年	17	8.5%	17	10.0%	19	14.6%	9	11.3%	8	9.6%	3	3.6%
合 計	201	—	170	—	130	—	80	—	83	—	84	—

※率については、端数処理（小数第2位を四捨五入）の関係で、合計が100%とならない場合があります。

③ 平成27年中の少年の刑法犯の検挙・補導人員の状況（警察署別）

警察署別	宇部	下関	山口	周南	防府	岩国	他署合計	合計
犯罪少年	59	57	65	32	37	26	165	441
触法少年	25	25	13	16	9	18	21	127
合 計	84	82	78	48	46	44	186	568
平成26年中	83	63	45	46	96	54	180	567
増 減	1	19	33	2	△50	△10	6	1

△は減少を示す

以上の表に示す通り、山口県内の刑法犯少年は、8年連続して減少していましたが、平成27年は1人増となっています。

宇部市では、平成24年度にふれあい運動推進大会において、青少年の「万引きゼロ宣言」を行うなど、関係各団体・機関の取組などによりほぼ半減しましたが、この2年間は微増に転じています。

宇部市の特徴を見ますと、非行は低年齢化の傾向にあり、特に小中学生の刑法犯が増えている中で、小学生の触法事案が目立っています。中でも、万引きについては小・中学生ともに増加しており、懸念される状況にあります。また、自転車盗については減少しているものの、被害の多くは無施錠自転車を対象としており、確実な施錠によって被害を防ぐことが課題となっています。

(2) 平成27年度全国学力・学習状況調査からみた規範意識

平成27年度に行われた、全国学力・学習状況調査においても、規範意識の状況を問う質問項目があり、これについても規範意識を概観することができます。

実施日 平成27年4月21日(火)

対象 小学校6年生児童(1,348人)

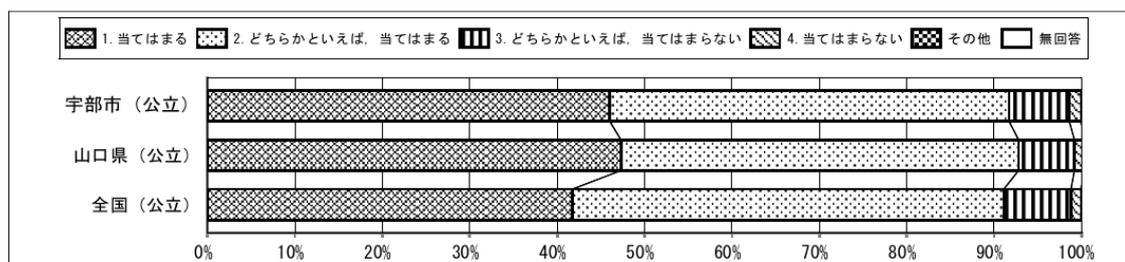
中学校3年生生徒(1,414人)

①学校のきまりについて

学校は小社会であり、子どもたちは、学校生活のきまりである校則を意識しながら、集団の中の一人として日々生活しています。校則を守り、周囲に迷惑をかけないように配慮できる子どもは規範意識が高いと考えられるので、この調査結果を見てみます。

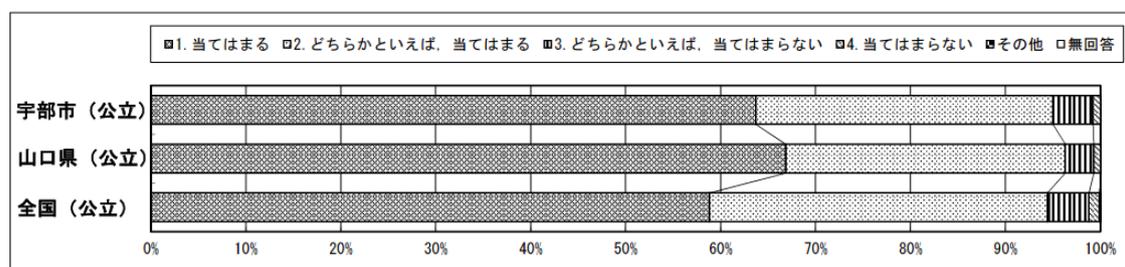
〈小学校〉

質問番号	質問事項									
(32)	学校のきまりを守っていますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
宇部市(公立)	46.0	45.7	6.9	1.4					0.0	0.0
山口県(公立)	47.3	45.5	6.4	0.9					0.0	0.0
全国(公立)	41.7	49.4	7.7	1.2					0.0	0.0



〈中学校〉

質問番号	質問事項									
(32)	学校の規則を守っていますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
宇部市(公立)	63.7	31.3	4.2	0.8					0.0	0.0
山口県(公立)	66.8	29.4	3.0	0.7					0.0	0.0
全国(公立)	58.8	35.6	4.4	1.1					0.0	0.1



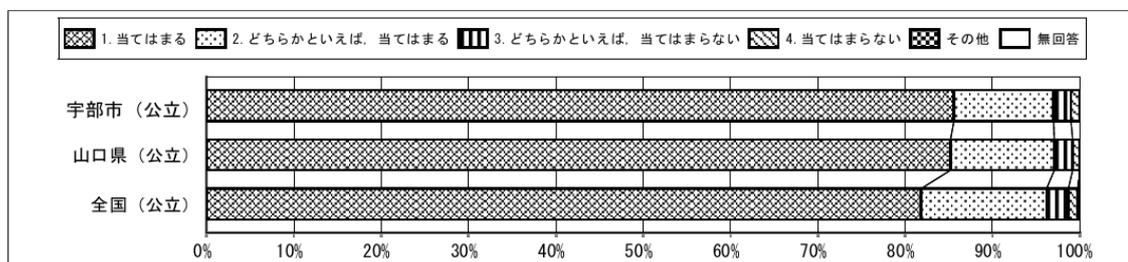
この質問項目の結果を見てみますと、小・中学校ともに山口県(公立)よりも幾分低いものの、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」という回答が90%を超えています。

## ②いじめについて

「いじめ防止対策推進法」の制定に伴い、第4条に「児童等はいじめを行ってはならない」と明記されました。子どもたちは、人の心を傷つけ、場合によっては命さえも奪ってしまういじめを絶対に行ってはいけないという認識をもつ必要があります。人として許されない行為はしてはいけないという気持ちをもっている子どもは、規範意識が高いと考えられますので、この調査結果を見てみます。

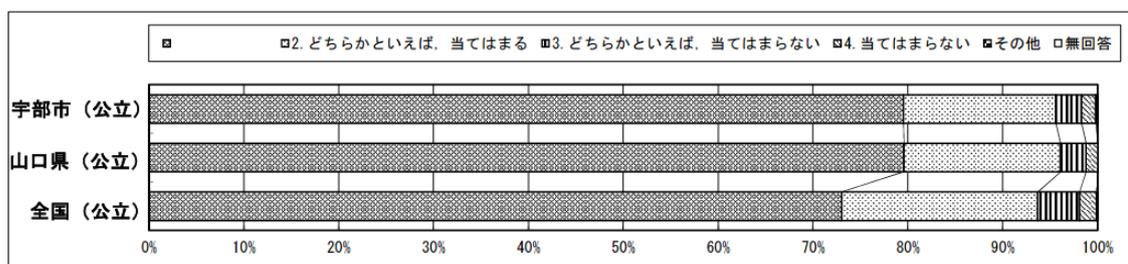
### 〈小学校〉

質問番号	質問事項									
(34)	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
宇部市（公立）	85.6	11.4	2.0	1.0					0.0	0.0
山口県（公立）	85.2	11.9	2.1	0.8					0.0	0.0
全国（公立）	81.8	14.4	2.5	1.1					0.0	0.0



### 〈中学校〉

質問番号	質問事項									
(34)	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
宇部市（公立）	79.6	16.1	2.7	1.5					0.1	0.1
山口県（公立）	79.5	16.5	2.7	1.2					0.0	0.0
全国（公立）	73.0	20.7	4.4	1.8					0.0	0.1



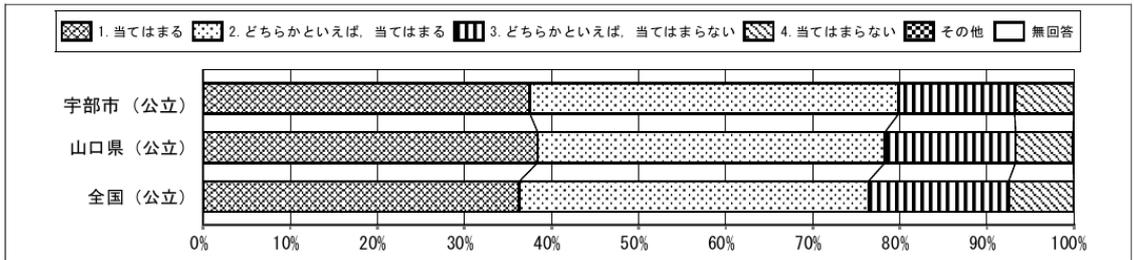
この質問項目の結果を見てみますと、小学校においては、「当てはまる」と回答した児童が85.6%で、山口県（公立）よりもやや高くなっています。中学校においては、「当てはまる」と回答した生徒が79.6%で、山口県（公立）とほぼ同数です。

### ③自己肯定感について

自己肯定感が高い者は、そうでない者に比べると、自己イメージが悪くなる行動はとりにくいと考察されます。すなわち、社会規範に沿った行動をとりにくいと考えられるので、この調査結果を見えます。

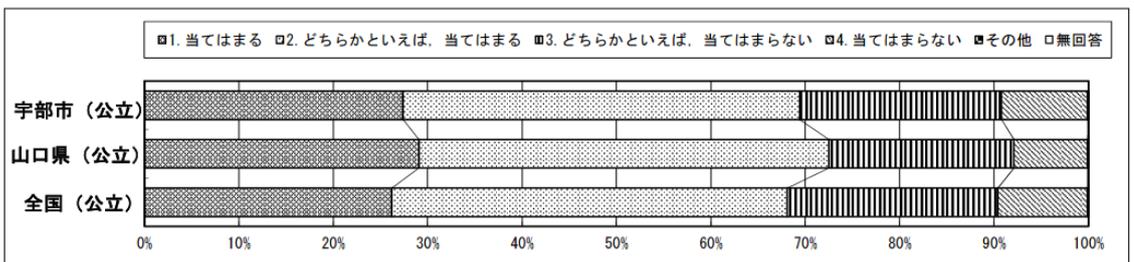
#### 〈小学校〉

質問番号	質問事項									
(6)	自分には、よいところがあると思いますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
宇部市（公立）	37.5	42.4	13.3	6.8					0.1	0.0
山口県（公立）	38.4	39.9	15.0	6.6					0.1	0.0
全国（公立）	36.3	40.1	16.1	7.5					0.0	0.0



#### 〈中学校〉

質問番号	質問事項									
(6)	自分には、よいところがあると思いますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
宇部市（公立）	27.4	42.0	21.4	9.1					0.1	0.0
山口県（公立）	29.1	43.5	19.6	7.8					0.0	0.1
全国（公立）	26.2	41.9	22.3	9.5					0.0	0.1



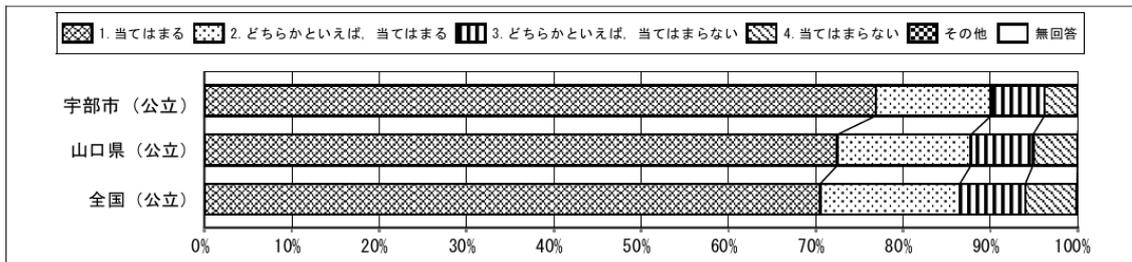
この質問項目の結果を見ますと、小学校においては、山口県（公立）よりも幾分高く、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童が79.9%、中学校においては、山口県（公立）よりも幾分低いものの、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した生徒が69.4%となっています。

#### ④将来の夢や目標について

アメリカの犯罪学者であるトラビス・ハーシーによると、逸脱により失うものが大きい場合、逸脱行動を起こさないということです。つまり、将来の夢や目標が明確な者は、規範にそった行動をとりやすくなるということにもなります。そこで、この調査結果を見てみます。

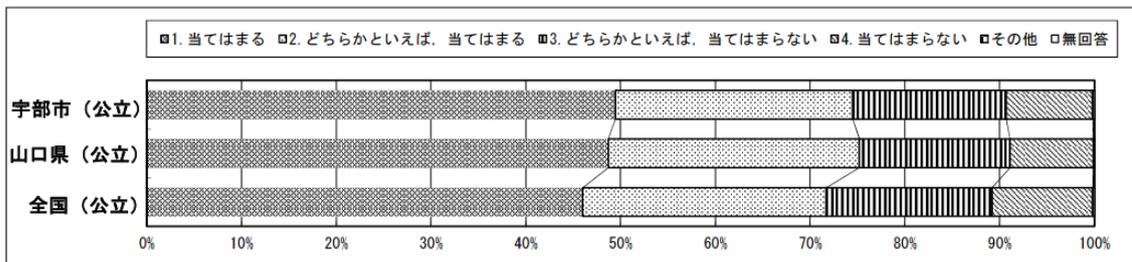
##### 〈小学校〉

質問番号	質問事項									
(9)	将来の夢や目標を持っていますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
宇部市（公立）	76.9	13.2	6.1	3.8					0.1	0.0
山口県（公立）	72.5	15.3	7.1	5.1					0.0	0.0
全国（公立）	70.5	16.0	7.5	5.9					0.1	0.0



##### 〈中学校〉

質問番号	質問事項									
(9)	将来の夢や目標を持っていますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
宇部市（公立）	49.4	25.0	16.2	9.1					0.0	0.2
山口県（公立）	48.7	26.5	15.9	8.8					0.0	0.1
全国（公立）	46.0	25.7	17.5	10.6					0.0	0.2



この質問項目の結果を見てみますと、小学校においては、山口県（公立）よりも幾分高く、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童が90.1%、中学校においては、山口県（公立）よりも幾分低いものの、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した生徒が74.4%となっています。

## 2 青少年の規範意識を向上させるための意見

### (1) 青少年に係る各団体・機関から出された意見

宇部市青少年問題協議会を構成する各団体・機関の実践を通して、青少年の規範意識に係る見解を出し合ったところ、次のような意見が出されました。

#### ① 青少年の意識に係ること

- ・ 自分自身を守るという意識が希薄であるように感じられる。
- ・ インターネットの危険性についての理解が、希薄であるように感じられる。
- ・ 自らの行為の結果がどのような結果を生むのか、見通しが立たないように感じられる。
- ・ 自己中心的な考えを持ち、自分さえ良ければという意識が強いように感じられる。
- ・ お金や物への執着が強いように感じられる。
- ・ 自分は被害に遭うことはないと考えているように思われる。

#### ② 保護者の意識に係ること

- ・ 青少年に適切なしつけがなされていないように見受けられる。
- ・ 保護者自身の規範意識が脆弱であるように感じられる。
- ・ 責任を持って子どもを養育することを回避する保護者がいるように思われる。
- ・ 子どもに安易にスマホや携帯を持たせたり、子どもの交友関係や行動時間、場所を十分把握していなかったりするなど、保護者が子どもの危険に関心が薄くなっている傾向があるように思われる。
- ・ 保護者が、自分の趣味や時間を大切にし、自らの子どもに対する関心が低くなっている傾向があるように感じられる。
- ・ 家庭以外の場においても、青少年に社会常識を繰り返し指導していく必要があると思われる。

#### ③ 青少年の価値観に係ること

- ・ 青少年が物を大切に捉えられない傾向があるように感じられる。
- ・ 物があふれて簡単に手に入るため、青少年にとって物の相対的な価値が低下しているように感じられる。

#### ④ 青少年の共感性に係ること

- ・ 共感性が乏しく、自分の都合で安易に自転車を盗むことが多いように思われる。
- ・ 無施錠の自転車を盗っても、その持ち主が困ることを共感できないように思われる。

⑤インターネットに係ること

- ・保護者がインターネット上の危機に疎い状態にあり、危険を認識できないように思われる。
- ・インターネットが、犯罪やトラブルの原因になっている状況が見受けられる。
- ・保護者が部活動などの連絡で活用するなど、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）が日常生活に浸透している状況がある。

⑥地域との連携に係ること

- ・地域での交流や関わりが希薄で、人間関係や信頼関係を築くことができないために、必要な時に青少年に対して声かけや注意ができなかったり、必要な支援がお互いにできなかったりする状況にあるように感じられる。
- ・犯罪を行う青少年自身の問題もあるが、各団体や関係機関、店舗等が、万引きや自転車盗などの犯罪を生まない環境づくりを推進する必要がある。

(2) ふれあい運動推進大会で出された意見

青少年の規範意識の向上をメインテーマとして、平成27年7月1日に「ふれあい運動推進大会」が開催されました。大会では、青少年の規範意識を育てるためにできることについて、NPO法人Goppo ええぞなクラブ副会長の赤川宏先生を講師として、大会に参加した市民がワークショップ形式で検討した結果、次のような意見が出されました。

①あいさつに関すること。

- ・子どもたちの登下校中に、交通指導と併せてあいさつをしている。
- ・あいさつによって親睦が深まり、つながりができる。
- ・あいさつをすると気持ちが良いことを、子どもたちに気付かせることが大切である。
- ・大人から積極的に声をかけて、あいさつすることが大切である。
- ・あいさつは何のためにするのかを考えさせ、コミュニケーションの第一歩であることを教えることが大切である。
- ・最近の子どもはあいさつができないと感じていたが、根気強く声をかけ続けることにより、あいさつが返ってくるようになった。
- ・家庭であいさつの大切さを教え、あいさつの習慣を身に付けさせることが重要である。
- ・年齢や性格によってもあいさつの仕方が異なるので、声をかけ続けて顔見知りになることが大切である。

②しつけに関すること

- ・しつけはまず家庭から行うことが大切である。
- ・生活習慣が大切である。（あいさつ、返事、履物を揃える等）
- ・発達段階に応じた適切なしつけを行うことが大切である。
- ・しつけができない家庭は、保護者への指導が必要な場合もあるので、地域での声かけが重要である。
- ・受容的、共感的な姿勢で、子どもが善悪を判断できるよう指導する。

③褒める、叱るに関すること

- ・褒めて人を育てることが大切である。
- ・褒めることで達成感や自己有用感を味わわせたい。
- ・子どもが悪いことをしたら、その場で叱る。
- ・子どもを叱ったら、子どもに何故叱られたのかを理解させることが大切である。

④保護者の責任に関すること

- ・子どもと顔を合わせ、話をしやすい家庭づくりをする。
- ・自分の子どもは自分が守る。
- ・家庭が面白くない子どもが問題行動を起こす。
- ・保護者の教育力を高める取組が必要である。

⑤見守りに関すること

- ・見守り、声かけ活動を推進する。
- ・大人の温かい目があることが、子どもたちに伝わるようにする。
- ・時には信頼して、自主性に委ねることも必要である。

⑥つながりに関すること

- ・子ども会や地域行事などで、地域と子どもがつながることが大切である。
- ・集団下校や行事などで、子ども同士も異年齢との関わりをもつ。
- ・大人が子どもにしっかり関わり、子どもの気持ちを受け止める。
- ・顔見知りになることが大切である。

⑦安全への意識に関すること

- ・大人の、子どもの安全を守るという意識を高めることが大切である。
- ・子ども自身の危機意識を高めることが大切である。
- ・身の回りで起こる犯罪をもとに、地域で対応策を検討することが重要である。

- ⑧スマートフォン、インターネットに関すること
- ・ 使用に関するルールづくりが必要である。
  - ・ スマホやネットの危険性について、子どもに指導する必要がある。
  - ・ 大人が子どもについていけない状況があるので、研修が必要である。
- ⑨モラルや心に関すること
- ・ 集団生活の中で身につくものなので、多様な経験が必要である。
  - ・ 道徳性などは、学校でもしっかりと教えてもらいたい。
  - ・ 他人に対する思いやりの気持ちをもつことが大切である。
  - ・ 子どもに自信をもたせ、自己肯定感を高めることが大切である。
  - ・ 愛され、大切にされていると感じている子どもは、自分の周りの人が悲しむ行為をしない。
  - ・ 様々な経験の中で、自己有用感を味わわせることが大切である。
- ⑩手本に関すること
- ・ 大人の行動を子どもは見ているので、家庭でも地域でも、大人がやって見せることが大切である。
  - ・ 良い手本となれるよう、大人も努力する必要がある。
- ⑪環境整備に関すること
- ・ 毎朝見守り活動をしながらか、ゴミ拾いをしている。
  - ・ 美しい環境をつくることが、規範意識の向上につながる。
  - ・ 親子でゴミ拾いをするこことで、意識化ができた。
  - ・ 地域が一体となった清掃活動は、効果が大きい。

### 3 青少年の規範意識を向上させるための提案

#### (1) 長期的取組と短期的取組

前項「2 青少年の規範意識を向上させるための意見」をもとに検討した結果、青少年の規範意識を高めることは一朝一夕にできるものではなく、日常生活を通じた長期的な取組が必要であり、そのためには地域社会の主体的な取組と考えを大切にして実践していく必要があるという提案がありました。

その一方で、青少年を現に起きている加害や被害から守る必要もあり、長期的な取組に併せて、即効性のある短期的な取組も必要であるとの結論に達しました。

「青少年の規範意識を向上させるための意見」を整理すると、次のような「長期的取組」と「短期的取組」が必要となります。

#### ①長期的取組

##### ア 保護者への働きかけ

青少年を守るための研修会等を実施し、保護者の防犯意識を高めるとともに、インターネット上の犯罪など、大人が把握しにくい犯罪について理解を深める。

##### イ 保護者への青少年との関わりの喚起

青少年が規範意識を身に付けるためには、保護者の役割が重要であり、問題発生時には保護者が責任を負うことを理解する必要がある。こうしたことを踏まえて青少年にしつけや指導を行い、家庭・地域・学校が共通の価値観をもって青少年に関わることが重要である。

##### ウ 学校、保護者、地域、関係機関の連携

市内各地域の関係者（学校運営協議会、うべ協育ネット、ふれあい運動推進委員会、保護司会等）が会議等を開いて情報交換を行い、お互いの価値観や指導方針を尊重しながら、一貫した方針をもって青少年と関わる。

##### エ あいさつ運動等の実施

あいさつ運動などを通して、青少年・家庭・地域・学校がつながりを作り、必要な時に相談したり介入したりすることができる地域の文化を培う。

##### オ 共感性を高め、心を育てる

学校教育の中で、道徳授業や体験活動等の充実を図り、公德心や幅広い対応力を育てるとともに、自己理解や他者理解を深める。

## ②短期的取組

### ア 掲示物による注意喚起

駅・ショッピングセンター・コンビニエンスストアなどにおいて、万引きや自転車盗等の犯罪を予防するためのポスターを掲示したり、警告票を添付したりして注意喚起を行い、青少年を加害や被害から守る。

### イ 見回り活動・声かけ活動

駅・ショッピングセンター・コンビニエンスストアなどにおいて、万引きや自転車盗等の犯罪を予防するために、見回り活動や声かけ活動を行うことで注意喚起を行い、青少年を加害や被害から守る。

## (2) 「一団体・一取組」運動

前項「2 青少年の規範意識を向上させるための意見」をもとに、なすべき活動を協議しているうちに、地域の各団体・機関が、問題意識を抱き、青少年の規範意識涵養につながる活動を独自に行っていることが確認されました。

これらの活動は「青少年の規範意識を向上させるための意見」につながるものであり、地域の主体的な取組と考えを取り入れたものでもあります。

その活動には次のようなものがあり、今後は幅広く市民にこの「一団体・一取組」を紹介し、市民の協力を得ながら活動を活性化していくことが重要になります。

また、「一団体・一取組」を推進するにあたり、取組の「目標」を定めることによって取組の充実が図られ、成果も上がると考えますので、各団体・機関が持続可能な範囲で目標を設定する形で進めていくことを推奨します。

## ①小・中学校による「規範意識を育成するための取組」

ロックの日を設けて、交番の警察官と共に駐輪場を見回り、無施錠自転車のチェックをしている。

校内駐輪場で、無施錠自転車の所有者に注意している。

薬物、インターネット等の危険性について研修会を実施している。

携帯電話の校内持ち込みを禁止している。

授業前の黙想や、無言清掃等に取り組んでいる。

犯罪や問題行動を未然に防止するために、心を育てる道德教育や体験活動を充実させている。

長期休業を中心に、街頭指導を実施している。

こども安心安全支援事業（CAPプログラムによるワークショップ）を行っている。

※CAPプログラム（子どもへの暴力防止プログラム）

- ②高等学校による「登下校（交通安全）指導・街頭指導・自転車施錠検」  
登下校時に交通危険箇所では安全指導を行うとともに、学校の駐輪場で施錠点検・指導を行っている。長期休業中や定期試験期間中は、大型店舗や遊技場、カラオケボックス等の見回りを行う。
- ③宇部市児童生徒健全育成協議会による「街頭指導」  
長期休業中を中心に、小・中学校の教員と教育委員会が合同で、大型店舗やコンビニエンスストアを中心に回って、子どもたちに声かけを行うなどの街頭指導を実施している。  
この街頭指導は、市内を東部、西部、川東、川西の4ブロックに分けて行っており、ブロック毎の情報交換も行われている。
- ④宇部市PTA連合会による「スマホやゲームの約束」  
わが家の「スマホやゲームの約束」の作成を小・中学校を通じて依頼し、家庭におけるスマートフォンやゲームの使用に関するルールづくりを行っている。  
また、宇部フロンティア大学が行う「LINEの利用についての研究」に協力するなどして、取組の充実を図っている。
- ⑤宇部市子ども会育成連絡協議会による「規範意識を高める啓発」  
各校子連の役員を対象とした「育成者研修会」を開催し、講師を招いて、青少年の規範意識を高めるための研修を行っている。  
単位子ども会や育成者に、月1回開催される定例委員会等を開催して、青少年問題に関する情報を周知している。
- ⑥宇部市校区ふれあい運動推進員会連絡協議会による「あいさつ・声かけ・見守り活動」  
「地域の子どもは地域で育てる」という意識で、定期的に街頭補導を行って、子どもたちへの声かけや有害図書浄化活動等を行っている。
- ⑦宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会による「見守りパトロール」と「学校運営協議会への参加」  
例えば岬校区では、月2回校区内をパトロールし、子どもたちへの声かけや見守り活動を行うなど、校区の状況に応じて取り組んでいる。  
また、学校運営協議会に出席し、子どもたちの情報交換を行っている。
- ⑧宇部デパート・スーパー等防犯対策協議会による「万引き防止活動」  
青少年を加害から守るため、防犯ビデオの設置数増と取り付け場所の変更、従業員による声かけや陳列の工夫等を行い、万引きをさせない環境づくりに取り組んでいる。

⑨宇部保護区保護司会による「犯罪予防・非行防止のための地域連携活動」と「居場所及び就労支援活動」

万引き、自転車盗などの初発型非行や深夜徘徊は、中学生や高校生の割合が高い。このような現状を改善するために、学校や地域でどのような防止策が考えられるかを、小・中学校教員や地域代表者と意見交換を行いながら取組を進めている。また、犯罪に至る要因に、居場所が無く仕事に就けないという状況があり、これらの問題を解決するために、就労活動を行ったり、助言を行ったりしている。

⑩宇部市民生児童委員協議会による「関係機関との連携強化と個別支援の充実」

定期的な情報交換の場をつくるなどして、学校や関係機関との連携を強化し、顔の見える関係や信頼関係をつくっている。

地域の親子と知り合う機会を設け、気軽に相談してもらえる関係づくりを行っている。

問題を抱える子どもや家庭の早期発見に努め、必要な支援につなぐことや、地域で孤立する家庭への声かけ及び継続した見守り等を行っている。

⑪宇部警察署による「少年リーダーズ活動」

例年2月に、宇部警察署が市内各中学校生徒会に「スクールリーダー」を委嘱し、子どもたち自らが安心、安全に生活するための行動様式を学び考える機会を設けている。

その内容は、中学生・高校生・大学生に対して、自転車の鍵かけや万引き防止活動などに参加してもらい、同世代の学生の規範意識向上につなげるものである。

夏季休業中には、市内全中学校を対象とした少年リーダーズサミットを開催し、非行防止や交通安全への意識の向上を図っている。

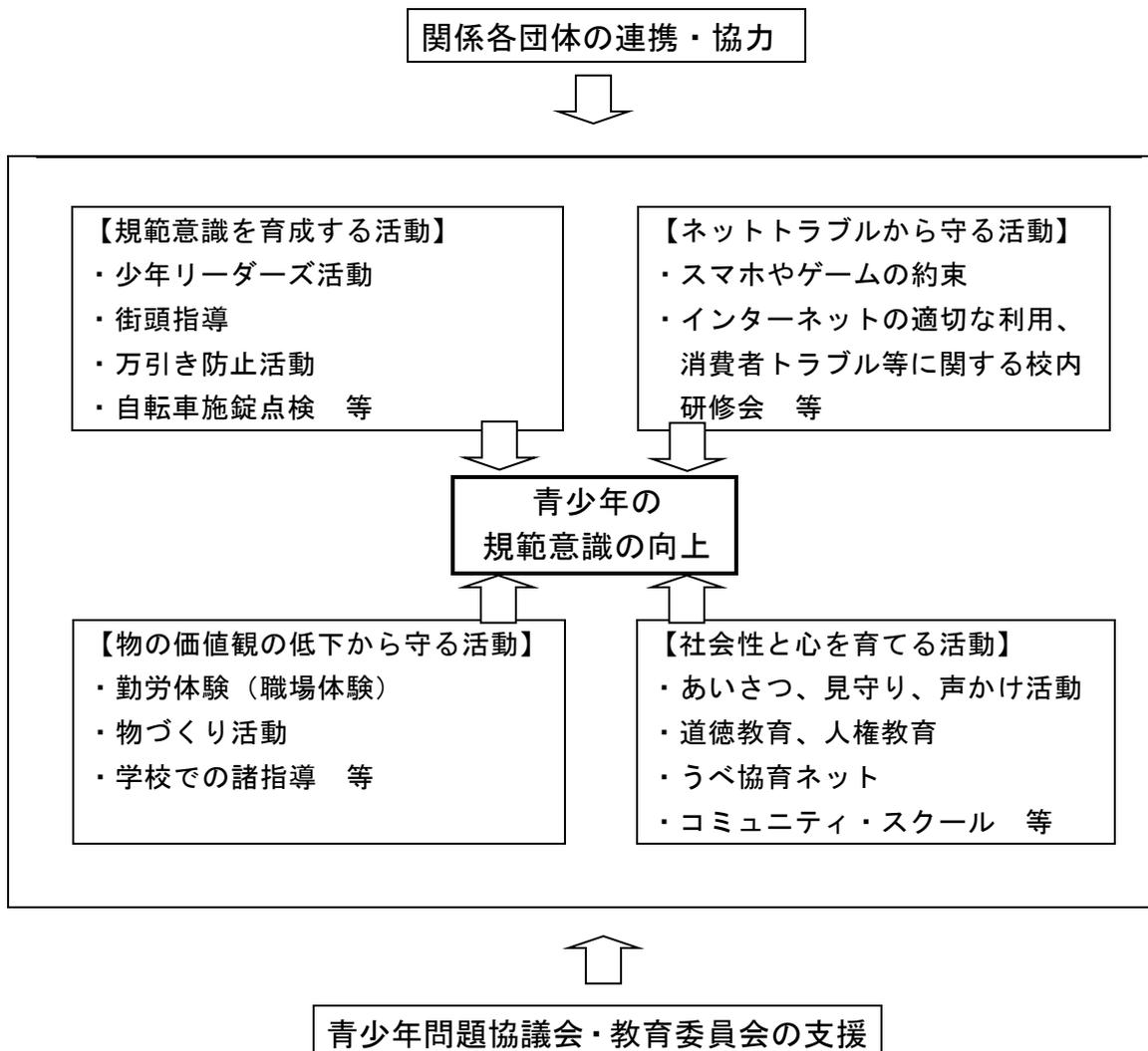
⑫宇部市教育委員会による「学校教育・家庭教育の充実」「コミュニティ・スクール」「うべ協育ネット」

教育委員会は、学校での授業や諸活動、保護者への情報提供等が充実するように支援を行っている。コミュニティ・スクールでは、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの学びや育ちを支援する取組を推進する。うべ協育ネットでは、中学校区を単位として、15年間の子どもの育ちを学校・家庭・地域が連携して見守り育む活動を行っている。

#### 4 各団体・機関の取組一覧

団体・機関名	取組内容
小学校・中学校	児童生徒の規範意識を育成するための諸取組
高等学校	登下校（交通安全）指導・街頭指導・自転車施錠点検
宇部市児童生徒健全育成協議会	街頭指導
宇部市PTA連合会	スマホやゲームの約束
宇部市子ども会育成連絡協議会	規範意識を高める啓発・研修会
宇部市校区ふれあい運動推進員会連絡協議会	あいさつ・見守り・声かけ活動
宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会	見守りパトロール 学校運営協議会への参加
宇部デパート・スーパー等防犯対策協議会	万引き防止活動
宇部保護区保護司会	犯罪予防・非行防止のための地域連携活動 居場所及び就労支援活動
宇部市民生児童委員協議会	関係機関との連携強化と個別支援の充実
宇部警察署	少年リーダーズ活動
宇部市教育委員会	学校教育・家庭教育の支援 コミュニティ・スクール うべ協育ネット

## 5 取組内容の構造



## 6 今後の青少年問題協議会の取組について

- ・ 関係各団体・機関が、「一団体・一取組」を推進しますが、連携協力できる内容については、合同で活動したり、相互に支援したりするなど、より成果の上がる取組としていきます。
- ・ 青少年問題協議会は、各団体・機関の取組や連携について調整を行い、各取組が効果的に機能するように支援します。
- ・ 青少年問題協議会は、協議会を年2回程度開催しながら、取組の成果を共有するとともに、課題等について検討して改善を図ります。
- ・ 取組の検証については、「少年の刑法犯検挙・補導人員数」の推移や、「全国学力・学習状況調査」での規範意識に関係する項目等の推移を見ることにより、検討していきます。

おわりに ～市民総がかりで青少年の規範意識を高めるために～

当協議会は、青少年に係る各団体及び専門家で構成されており、青少年の規範意識を高めるための課題及び方策について、多様な視点から協議を進めることができました。

その結果、青少年の規範意識を高めるためには、今現在の青少年の状況を鑑みて、即効性が期待できる短期的な取組により、トラブルや加害・被害から青少年を守るとともに、地域生活の中で根気強く働きかける長期的な取組も必要であるとの結論に達しました。

また、協議を重ねるうちに、各団体及び関係機関が、青少年の育成について関心を持ち、それぞれが独自に取組を行ったり考えをもったりしていることが分かりました。

今後は、宇部市青少年問題協議会の場などで、これらの各団体・機関が連携を保ち、問題意識や課題などを共有したり、お互いの活動を理解する中で自らの役割を意識したりして、協働して青少年に働きかけていくことができれば、より青少年の課題解決や宇部市民の期待に沿う活動となり、青少年の規範意識の育成につながるものとなると考えています。

そのためには、本答申にて謳う「一団体・一取組」運動を積極的に推進しながら、その取組の充実のために、可能な範囲で「目標」を設定して取り組んでいくことを推奨します。

宇部市民の皆さまにも、各団体の取組や規範意識の重要性を理解していただき、全ての大人が青少年に温かい眼差しを向けた関わりを保ち、地域の力によって青少年の規範意識が育成される地域文化が盛り上がり根付くことを切望しています。

資料編

1 宇部市青少年問題協議会委員名簿（平成28年3月末現在）

任期 平成26年10月1日から平成28年9月30日まで

敬称略

会長	○長	上原	亮	宇部フロンティア大学 (平成28年3月まで)
副会長	○副	佐々木	由美	宇部保護区保護司会
委員		林	隆	宇部市医師会
委員		大冨和	治美	慶進高等学校
委員		谷本	吉雄	宇部市コミュニティ推進地区 連絡協議会
委員		藤村	満里子	宇部市民生児童委員協議会
委員		桑田	里美	宇部地区更生保護女性会
委員	○	小林	活枝	宇部市校区ふれあい運動推進員会 連絡協議会
委員		木村	誠	宇部市子ども会育成連絡協議会
委員	○	藤本	直美	宇部市PTA連合会 (平成27年6月まで)
委員	○	中尾	結城子	宇部市PTA連合会 (平成27年7月から)
委員		長谷川	由美	宇部市私立幼稚園連合会 (平成27年3月まで)
委員		保坂	亜佐子	宇部市私立幼稚園連合会 (平成27年4月から)
委員	○	林	竜太郎	厚狭地区高等学校生徒指導連絡協議会
委員	○	上田	隆敏	宇部市児童生徒健全育成協議会
委員		稲沢	満義	宇部デパート・スーパー等 防犯対策協議会（平成28年2月まで）
		小松	宗人	宇部デパート・スーパー等 防犯対策協議会（平成28年3月から）
専門部員	○	水野	美紀	宇部警察署
専門部員	○	大迫	宣之	学校教育課（平成27年3月まで）
専門部員	○	木村	将之	学校教育課（平成27年4月から）
専門部員	○	吉村	直樹	社会教育課（平成27年3月まで）
専門部員	○	三宅	敦子	社会教育課（平成27年4月から）
専門部員	○	中村	香奈恵	こども福祉課（平成27年3月まで）
専門部員	○	青山	和宏	こども福祉課（平成27年4月から）

（○：小委員会委員、長：小委員会委員長、副：小委員会副委員長）

## 2 審議経過

開催日	会議名等
平成26年10月27日	協議会（全体会）
平成27年 2月13日	小委員会
平成27年 2月23日	協議会（全体会）
平成27年 7月 1日	第37回ふれあい運動推進大会にて ワークショップ 「青少年の規範意識を育てるために できること」を開催 講師 NPO法人 Goppo ええぞなクラブ 副会長 赤川 宏 先生
平成27年11月10日	小委員会
平成27年11月20日	協議会（全体会）
平成28年 1月27日	小委員会
平成28年 2月10日	協議会（全体会）

## 3 青少年に関する相談窓口

### 教育の悩み他、子どもに関する総合的な相談窓口

○ふれあい教育センター・子どもと親のサポートセンター  
（やまぐち総合教育支援センター内）

・電話083-987-1240

・受付時間 月・水・金8:30~17:15

火・木8:30~21:00

（土日・祝日・年末年始を除く）

○やまぐち子どもSOSダイヤル

・電話083-987-1202

・受付時間 毎日 24時間対応

### 虐待、子育て等、子どもと家庭の諸問題に関する相談窓口

○宇部児童相談所

・電話0836-39-7514

○虐待緊急ダイヤル

・189（いちはやく）

少年の非行、いじめ、虐待、犯罪被害等に関する相談窓口

○西部少年サポートセンター（下関警察署内）

- ・ 電話 0120-62-5150  
（携帯電話からは083-222-5150）

○ヤングテレホン・やまぐち

- ・ 電話 0120-49-5150  
（携帯電話からは083-925-5150）

○宇部警察署 生活安全課

- ・ 電話 0836-22-0110

子どもに関する24時間相談ダイヤル

○宇部市家庭児童相談室

- ・ 電話 0836-34-8333

不登校、いじめ、問題行動等の総合的な相談窓口

○宇部市教育委員会 学校安心支援室

- ・ 電話 0836-34-8630
- ・ 受付時間 月～金 8:30～17:15  
（土日・祝日・年末年始を除く）

不登校、いじめ、問題行動等、青少年とその家族のための相談窓口

○総合教育相談窓口「ほっとライン宇部」

- ・ 電話・FAX 0836-33-7830
- ・ メール kodomo-y@aurora.ocn.ne.jp
- ・ 受付時間 月～金 8:30～17:00  
土 8:30～12:00（日曜・祝日・年末年始を除く）  
（※このほかの時間は、留守番電話・FAX・メールで対応します）